

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成26年10月14日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成26年10月14日(火)
午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第28号 茨城県議会議員一般選挙における投票所の場所の指定について
 - 議案第29号 茨城県議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて
 - 議案第30号 茨城県議会議員一般選挙における期日前投票所の場所の指定について
 - 議案第31号 茨城県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじ執行の場所及び日時決定について
 - 議案第32号 茨城県議会議員一般選挙における選挙公報の配布方法について
 - 議案第33号 茨城県議会議員一般選挙における期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所の氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじ執行の日時及び場所の指定について
 - 議案第34号 茨城県議会議員一般選挙における投票所入場整理券の交付方法について
 - 議案第35号 茨城県議会議員一般選挙における不在者投票用紙等の郵送等による交付開始日の決定について
 - 議案第36号 茨城県議会議員一般選挙における那珂郡選挙区選挙長の事務を行う場所の決定について
 - 議案第37号 茨城県議会議員一般選挙における選挙人名簿の縦覧場所の指定について
 - 議案第38号 茨城県議会議員一般選挙における選挙会参観人の入場制限について
 - 議案第39号 茨城県議会議員一般選挙における選挙啓発方法の決定について
 - 議案第40号 東海村土地改良区総代総選挙における選挙期日、投票の時間、選挙期日の告示日及び選挙すべき総代の数の決定について
 - 議案第41号 東海村土地改良区総代総選挙における選挙長及び同職務

代理者の選任について

議案第42号 東海村土地改良区総代総選挙における選挙長の事務を行う場所の決定について

議案第43号 東海村土地改良区総代総選挙における選挙会の日時及び場所の指定について

議案第44号 東海村土地改良区総代総選挙における選挙立会人の選任について

議案第45号 東海村土地改良区総代総選挙における投票用紙の様式の決定について

議案第46号 東海村土地改良区総代総選挙における投票記載所内の氏名等掲示について

議案第47号 東海村土地改良区総代総選挙における入場券の配布方法について

議案第48号 在外選挙人名簿の登録の抹消について

4 出席委員は次のとおりである。(4名)

委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 菊池 等

5 欠席委員は次のとおりである。(0名)

6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局

書記長 佐藤 文昭 書記長補佐 小川 直也
書記 草山 尚拓

7 会議の書記は次のとおりである。

同上

8 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前9時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。昨夜から今朝にかけては台風が列島を縦断し、本村でも避難所が開設されるなど、職員の皆さんも対応に迫られたのではないかと思います。幸い本村での被害は耳にしておりませんが、2週連続の台風上陸に御嶽山の噴火等、続く天災に心が痛むところです。一方でノーベル賞受賞のニュース等、明るい話題が報じられることにほっとしています。

さて、今回の議案にもありますように、茨城県議会議員一般選挙が2ヶ月先に迫りました。事務局の皆様にはお忙しいことと存じますが、抜かりない準備をよろしく願いいたします。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、茨城県議会議員一般選挙に係るもの12件と、東海村土地改良区総代総選挙に係るもの8件、在外選挙人名簿に係るもの1件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第28号 茨城県議会議員一般選挙における投票所の場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第28号は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、平成26年12月14日執行の茨城県議会議員一般選挙当日の投票所の場所を指定するものです。今回指定する投票所については、直近に執行した昨年9月8日執行の茨城県知事選挙及び東海村長選挙における投票所と変更はありません。

○本多委員長 ただ今、「議案第28号 茨城県議会議員一般選挙における投票所の場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第28号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第29号 茨城県議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第29号は、●●●●

○本多委員長 ただ今、「議案第29号 茨城県議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第29号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第30号 茨城県議会議員一般選挙における期日前投票所の場所の指定について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第30号は、公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定により茨城県議会議員一般選挙における期日前投票所の場所を指定するものです。今回もこれまでと同様、東海村役場を期日前投票所とし、期間は告示日翌日の平成26年12月6日から執行日前日の12月13日までとなります。

○**本多委員長** ただ今、「議案第30号 茨城県議会議員一般選挙における期日前投票所の場所の指定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第30号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第31号 茨城県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじ執行の場所及び日時の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○**小川書記長補佐** 議案第31号は、公職選挙法第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、茨城県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじ執行の場所及び日時の決定について定めるものです。

選挙立会人の届出は平成26年12月11日午後5時までで

○**本多委員長** ただ今、「議案第23号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○**本多委員長** 議案第23号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第24号 平成26年9月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第24号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成26年9月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年9月3日（水）から平成26年9月7日（日）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第24号 平成26年9月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第24号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第25号 平成26年9月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第25号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年9月3日（水）から平成26年9月7日（日）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第25号 平成26年9月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありました

らお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第25号は、原案のとおり可決してよろしいですか。
(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第26号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第26号は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第21条第1項の規定により、平成27年に必要な裁判員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、裁判員候補者予定者名簿を調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、平成26年6月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において本村の選挙人名簿に登録されている者の数に基づき、同法第20条第1項の規定により、水戸地方裁判所長から別紙のとおり(記載略)48名を選出するよう通知を受けております。

それでは、本多委員長にくじの執行をお願いいたします。

(くじの執行)

○山口書記 ただ今、くじが執行され、48名の裁判員候補者予定者が選定されました。それでは裁判員候補者予定者名簿を回覧いたします。

○本多委員長 (名簿を回覧後)ただ今、「議案第26号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明とくじの執行を行いました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第26号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○**本多委員長** 議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第27号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○**山口書記** 議案第27号は、検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第1項の規定により、平成27年に必要な検察審査員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、検察審査員候補者予定者名簿を調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、平成26年6月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において本村の選挙人名簿に登録されている者の数に基づき、同法第9条第1項の規定により、水戸検察審査会事務局長から別紙のとおり(記載略)13名を選出するよう通知を受けております。

それでは、本多委員長にくじの執行をお願いいたします。

(くじの執行)

○**山口書記** ただ今、くじが執行され、13名の検察審査員候補者予定者が選定されました。それでは検察審査員候補者予定者名簿を回覧いたします。

○**本多委員長** (名簿を回覧後)ただ今、「議案第27号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明とくじの執行を行いました。質疑がありましたらお願いします。

○**伊藤委員** 水戸検察審査会事務局長からの通知中、13名の内訳として、第1群から第3群までが各3名、第4群が4名とあるが、各群はどのようなものか。

○**山口書記** 任期の始期を示しています。検察審査員の任期は6ヶ月ですが、このうち第1群は2月から、第2群は5月から、第3群は8月から、第4群は11月からとなり、検察審査員に選任された場合、水戸検察審査会において4つのグループに分けられます。

○本多委員長 議案第27号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○山口書記 茨城県選挙管理委員会によりますと、9月11日の定例選挙管理委員会において茨城県議会議員一般選挙の日程を定める予定とのことです。これに伴い、今後、本選挙に係る選挙管理委員会を開催することとなりますが、今年度は東海平土地改良区総代総選挙も予定されており、次回の選挙管理委員会では総代総選挙に係る議案も併せて付議したいと考えております。

このことから、次回の選挙管理委員会につきましては、9月下旬以降、10月中旬頃の間で改めて日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時10分